

「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の中小企業事業主が、**年次有給休暇の取得促進**、**所定外労働時間の削減**、**その他労働時間等の設定の改善**※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」
「雇った人がすぐ辞めてしまう」
「活力ある職場にしたい」

事業主のこのようなお悩み、もしかしたら、社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれない。

働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

助成内容

1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

☆ア	方針策定等の事業
☆イ	好事例の収集、普及啓発の事業
ウ	セミナーの開催の事業
☆エ	巡回指導等の事業
オ	重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業
カ	労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
キ	その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業
	◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。



☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。

2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

(1) 必須の取り組み事項

ア	実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)
イ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
ウ	所定外労働時間の削減

○ 成果目標(2つ)の設定

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ●傘下の事業主の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる ●傘下の事業主の労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させる
------	---

(2) 任意の取り組み事項

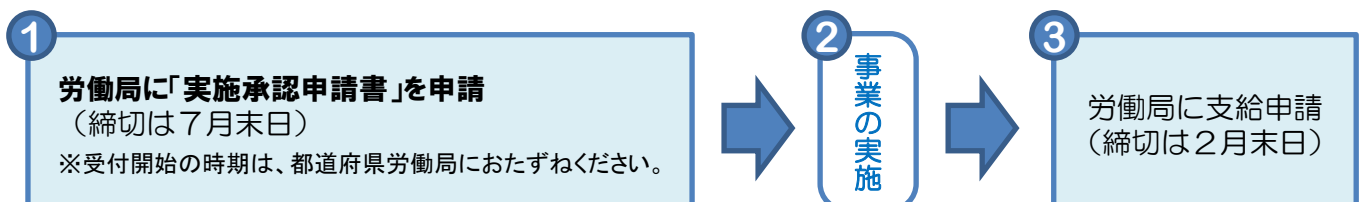
ア	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定
イ	労働時間の管理の適正化
ウ	ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
エ	<p>特に配慮を必要とする労働者についての取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み ・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み ・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み ・単身赴任者についての取り組み ・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み ・地域活動等を行う労働者についての取り組み ・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み



3. 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	補助率
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額 (上限400万円) ×補助率	2つともに達成	3/3
		どちらか一方を達成	2/3
		どちらも未達成	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/>